坂戸都市計画地区計画の変更(坂戸市決定)

都市計画関間四丁目地区地区計画を次のように決定する。

(坂戸市告示第45号 平成16年3月30日)

(数// 中日小男子 0 ラ	平成16年3月30日)
	坊止し、良好な居住環 整理事業」施行区域と
	ために、建築行為等に 力ある商業・業務地の する。
	について、その機能が は、魅力的な都市空間
	、敷地面積の規模、壁 うるおいのある住環境
養務地を配置して、第 は、住宅地としての士	安全で快適かつ利便性
	地の高度利用を図る。
良好な住宅地として	の土地利用を図る。
7 11	1.61 m 9.52 m
延長 312	2.61 m
延長 578 延長 3,108	8.84 m 8.95 m
延 長 369	9.51 m
延 長 123	3.31 m 5.00 m ²
C 地 区	D 地 区
第1種住居地域)	(第1種中高層住居専用地
約 2.0 ha してはならな	約 11.2 ha
ホテル、旅館。	v · 0
自動車教習所。	
新舎。 エ担 (ただ) 建	
工場。(ただし、建 築基準法施行令第1	
3 0 条の 6 に規定す るものを除く。)	
- 0 - 214. (0 /	
	5 m²
ハてその全部を一の敷	8条第1項の規定によび地として使用するもの
	こ代わる柱の面又は高さ2 路側を除く)の面から隣地 とする。
	15 m ただし、30・31・35街区を除
び屋外広告物は、美観 たものとする。	. 風致などを良好に保
掲げるものとする。(スペースに用いる部分 生垣。 透視可能なフェンス等 宅地地盤面からの高さ	。 (基礎部分を除く。 は、1.8m以下とし、
た。路尾ス生 多宅	ものとする。 なに面する側のかき又 はでるものとする。(ペースに用いる部分 垣。 も、現可能なフェンス等

「区域及び地区整備計画は、計画図表示のとおり」

理 由 本区域は、関間四丁目区画整理事業施行区域内であり、住宅地にあっては、良好な居住環境の形成に資するものとし、商業・業務地にあっては、魅力のある商業・業務の利便・増進を図るものである。

